

## ◎交際費の支出基準について（内規）

- (1) 会費 各種団体が行う懇談会等飲食を伴う会合への出席に係る経費
- (2) 慶事 記念行事、式典、祝賀会等に際しての祝いに係る経費
- (3) 見舞い 病気、事故等に対する見舞に係る経費
- (4) 弔事 市政関係者、協力者及びその親族に対する香典等、供花、供物等に係る経費
- (5) 懇談費 来客、市政関係者との懇談に係る経費
- (6) 記念品等 来客への土産、特産品の紹介、記念品、お祝い等贈答品に係る経費
- (7) その他 上記区分に掲げるもの以外の経費

| 区 分  | 対 象            | 支 出 基 準                  |
|------|----------------|--------------------------|
| 会費   | 飲食をともなうもの      | 5,000円 明記されたものは、その金額     |
| 慶事   | 褒賞・叙勲受章者       | 祝電（メッセージ）                |
| 見舞い  | 市政関係者          | 5,000円                   |
| 弔事   | 市議（現職）         | 香典等30,000円、供花（1基）        |
|      | // 親族（※1）      | 香典等5,000円                |
|      | 市議（元職）         | 香典等5,000円                |
|      | // 親族（※1）      | 香典等5,000円                |
|      | その他市政関係者本人     | 香典等5,000円～30,000円、供花（1基） |
|      | 職員本人           | 香典等5,000円～10,000円、供花（1基） |
|      | 正職員（※3）の親族（※1） | 供花（1基）                   |
|      | 元職員（※2）        | 香典5,000円                 |
|      | 他市町村特別職（※4）    | 香典5,000円～10,000円、供花（1基）  |
|      | // 実父母、配偶者及び子  | 香典5,000円                 |
| 懇談費  | 来客、市政関係者       | 別途協議により決定                |
| 記念品等 | 来客、市政関係者       | 1,000円～10,000円           |
| その他  | 激励、差し入れ等       | 一人当たり5,000円を限度とする        |

（※1）配偶者、実父母、同居の父母及び子（血族・婚姻を問わない）

（※2）部長職以上で退職したもので、退職後10年以内の者とする。

（※3）勤続25年以上の者とする。

（※4）県内市及び可茂管内町村とする。

- ・表に規定する以外るとき又は表に規定するときでも、特別な場合についてはその都度協議するものとする。
- ・親族に限定された葬儀の場合には対応しない。